

特許法施行規則等の一部を改正する省令の概要

1. 改正の必要性

特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）において、特許異議申立制度と特許無効審判制度の統合等の審判制度に関する改正が行われたことに伴い、関連省令の規定の整備を行う。

2. 改正の内容

(1) 特許異議申立制度の廃止に伴う改正

特許異議申立制度の廃止に伴う規定の整備

特許異議申立制度と特許無効審判制度の統合に伴い、特許異議申立ての審理に関する手続を規定した特許法施行規則第七章を削除する等関係省令の規定の整備を行う。

特許付与後における情報提供制度の導入

特許異議申立制度が特許無効審判制度に統合されることに際し、特許付与の見直し機能を補うため、現行において特許付与前に限って認められている情報提供制度を特許付与後にも拡張し、何人もいつでも書面にて情報提供をすることができることとする。

(2) 審判制度の改正に伴う改正

審判の名称の変更

特許法、実用新案法及び意匠法に規定された各審判について、それぞれ固有の名称を定義したことに伴い、関係省令においても当該名称への改正を行う。

特許法第134条以外の答弁書・弁駁書の位置付けの明確化

当事者系審判において、審判請求書に対する答弁書（特許法第134条第1項）及び請求の理由の要旨を変更する補正に対する答弁書（同法第134条第2項）以外の答弁書や、審判被請求人の答弁書に対応して審判請求人が提出する弁駁書についての手続規定を設け、その取扱いを明確化する。

）その他の答弁書の提出等

審理の的確性の観点から、審判長（審判合議体）が、審判請求人の主張に対する被請求人の見解を再度確認することが望ましい場合において、審判長が被請求人に対して答弁書の提出を求めることができることを明確化する。

また、審理の迅速性の観点から、審判長が当該答弁書の提出のための期間を示すことにより、その期間内の提出を促すこととする。

）弁駁書の提出等

審判請求書についての手続補正書はいつでも提出可能であることから、審判被請求人からの答弁書に対して、審判請求人が反論としての手続補正書を適時に提出するとは限らず、審理遅延の一因となっている。このため、審判長が必要と認める場合には、期間を示して審判請求人に弁駁書の提出を求めることができる規定を明確化し、弁駁書の様式を規定する。

補正許可同意確認手続の導入

特許法の改正により、審判被請求人（特許権者）が行う訂正請求に対応して審判請求書の補正をする場合、審判請求時に提出することができなかったことに合理的理由があり、かつ審判被請求人の同意があった場合には、審判長がその要旨変更の補正を決定により許可することにより、当該補正を認めることができることとされたことに伴い、その手続規定を整備する。

上記により補正を許可するためには、審判長は被請求人の同意の確認をする必要があるが、この同意の確認は書面により行う場合及び口頭で行う場合が考えられる。書面審理の場合には、審判長は、当該手続補正書を被請求人に送達し、要旨変更となる補正について同意するか否かの回答を求める手続を定める。他方、口頭審理においては両当事者が出頭しているため、審判長は口頭により回答を求めることができることを明示的に規定する。

訂正請求申立て手続の整備等

特許を維持する旨の審決が審決取消訴訟において判決により取り消された場合には、特許権者が訂正審判等により訂正をする機会がないため、特許維持審決が取り消されて特許庁に事件が再係属した際に特許権者の申立てがあった場合には、訂正請求の機会を付与することとした（特許法第134条の3第1項）ことに伴い、特許権者が訂正請求のための期間指定の申立てをする際の様式を規定する。

陪席審判官の審尋の根拠の明確化

口頭審理における陪席審判官による審尋について明確化するため、陪席審判官は審判長に告げてこれを行う旨規定する。

また、口頭審理における審尋の具体的内容である発問及び釈明について、民事訴訟法の規定に倣って明確化する。

3. 施行期日

今回の特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）附則第一条により、審判制度に関する改正については、平成16年1月1日より施行される。

したがって、上記省令の改正の施行期日についても平成16年1月1日とする。